

## 公正証書遺言に必要な書類

〒602-0855

京都市上京区河原町通荒神口下る

上生洲町 226 番地 10

司法書士桑室矩忍事務所

TEL 075 (223) 2241

FAX 075 (223) 2259

### 《市役所区役所で取得する書類》

1. 遺言する方の戸籍謄本（3ヶ月以内のものが必要になります）
2. 遺言する方の印鑑証明書
3. 財産をもらう方の戸籍謄本（法定相続人に財産をあげる場合。1と同一戸籍の場合には不要です）
4. 財産をもらう方の住民票（法定相続人以外に財産をあげる場合。役所で取得する用紙には「全て省略なしのものを下さい」と記載してください）
5. 固定資産税の納付書

### 《法務局で取得する書類》

6. 不動産登記事項証明書（不動産登記簿謄本）

### その他

7. 公的身分証明書（運転免許証、健康保険証 など）  
※有効期間をお確かめ下さい
8. 不動産の権利証（登記済証）  
（物件漏れを防ぐために、できればご持参下さい）
9. 預貯金・有価証券等、遺言書に記載する財産関係の書類のコピー。

2と8以外は当方で取得可能です。ご相談下さい。

なお遺言書作成当日は、遺言する方のご実印が必要です。

お車でお越しの際は当事務所の向かいに駐車場がございますのでご利用下さい。ご不明な点がございましたら、上記連絡先に、いつでもご連絡下さい。

※ 公正証書遺言は一般的に費用がかかると思われがちですが、公正証書遺言を作成しておけば、ご自分が亡くなった後の手続きが相続人にとって簡単になり、結果的には費用が安く済みます。

### 費用の目安

5000万円を長男Aに相続させる遺言を作成した場合 15～18万円（公証人手数料、当事務所報酬含む）